

和水町障がい福祉計画 (第4期)

平成27年3月

熊本県和水町

和水町障がい福祉計画（第4期） 目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画の位置付け 1
- 3 計画の期間 3

第2章 本町の障がい者を取り巻く現状

- 1 和水町の現状 4

第3章 障がいサービスの実績と見込量と確保のための方策

- 1 数値目標の設定 9
- 2 障害福祉サービス等の見込 11
- 3 児童福祉法に基づく支援等の見込 18

第4章 地域生活支援事業について

- 1 地域生活支援事業の内容 21
- 2 地域生活支援事業の確保の方策 24

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制 25
- 2 県・近隣市町との連携 25
- 3 有明圏域自立支援協議会 25
- 4 計画の点検・評価の方策 25

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国における障がい者を取り巻く環境は、今日にいたるまでめまぐるしく変化してきました。

国においては、平成12年、社会福祉基礎構造改革が始動し、「個人が尊厳を持ってその方らしい自立した生活が送れるように支える」という理念の下に、従来の措置制度について利用者本位の観点から見直しが行われ、平成15年には障がい者自身が希望するサービスおよびそれを提供する事業者や施設を選択し、契約に基づいてサービスを利用する「支援費制度」が導入されました。

そして、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、これまで身体・知的・精神などの障がい種別ごとに対応してきた障がい福祉サービスを「市町村を中心に、年齢、障がい種別を超えた一元的な体制を整備し、地域における障がい者福祉を実現する」という方向が示されました。また、計画的なサービス提供基盤の整備のため、「障がい福祉計画」の策定が義務づけられました。

平成25年4月に施行された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。一部は、平成26年4月施行）においては、障害支援構文の創設、重度訪問介護の対象拡大や共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化などが行われました。

本計画は、平成18年度～20年度までの第1期計画、平成21年度から23年度までの第2期計画、平成24年度から平成26年度までの第3期計画に続く第4期計画（平成27年度から平成29年度）に位置し、和水町の障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に行うことを目的とするものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第89条第1項に基づく和水町の障害福祉計画であり、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針（平成26年5月15日厚生労働省告示第231号。以下「国の基本指針」という。）に即して策定するものです。

また、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、障がい者の為の施策に関する基本的な計画として平成26年3月に施行した第2期和水町障がい者計画（平成26年度～平成30年度）のうち、障害福祉サービスの確保に関する実施計画として位置づけを有するものです。

3 計画に係る基本方針のポイント

国では、第4期障がい福祉計画の策

定における「第4期障害福祉計画に係る基本方針」を示しており、より計画の実行性を高めるため、PDCA（計画-実施-評価-改善）サイクルを導入すること等、新たな事項を盛り込むことや、既存の事項においても拡充していくことが以下のように示されています。

◆国が示す「第4期障害福祉計画にかかる基本方針」の概要

①計画の作成プロセス等に関する事項

- PDCAサイクルの導入 **新規**

「障害者総合支援法」において、PDCAサイクルにそって障がい福祉計画を見直すことが規定されたことを受け、第4期の市町村障がい福祉計画においても、計画の中でのPDCAサイクルの明示、それにとりまなう指標の精査等を行うこととされています。

②成果目標に関する事項

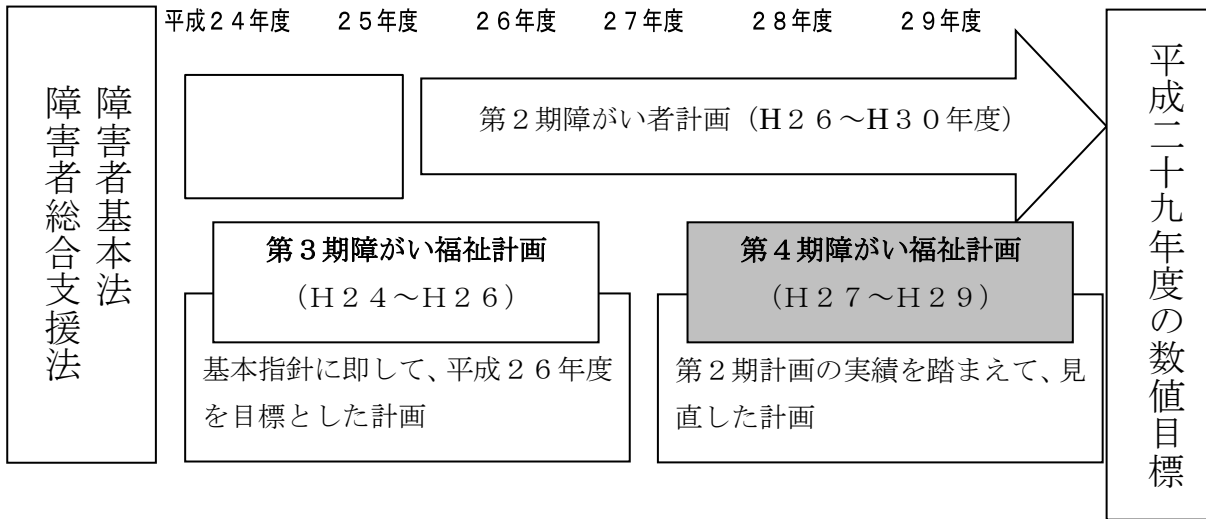
- 福祉施設から地域生活への移行促進 **継続**
- 精神科病院から地域生活への移行促進 **成果目標の変更**
- 地域生活支援拠点等の整備 **新規**
- 福祉施設から一般就労への移行促進 **整理・拡充**

③その他の事項

- 障がい児支援体制の整備 **新規**
- 計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等

4 計画期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までを計画期間とします。

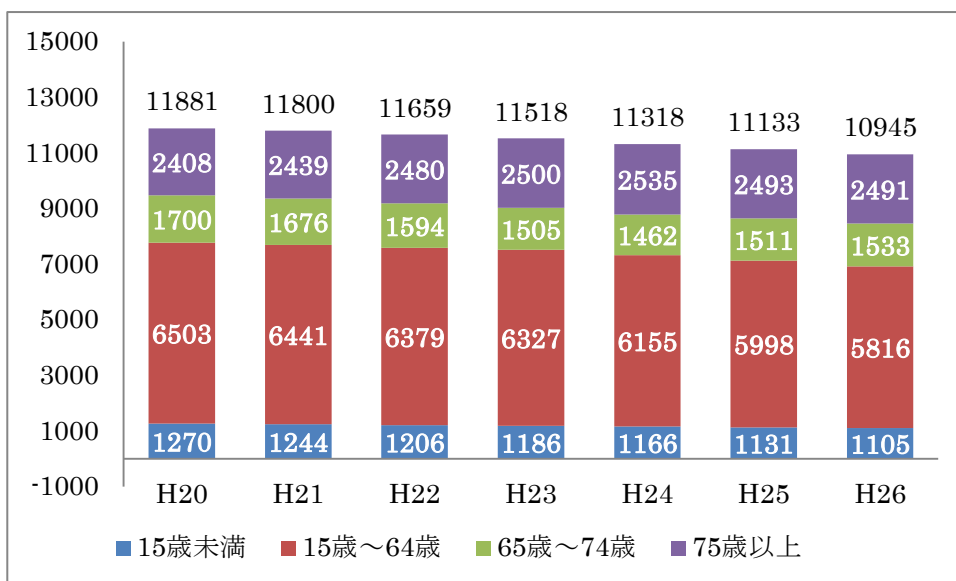


第2章 本町の障がい者を取り巻く現状

1 和水町の現状

(1) 総人口の推移

本町の人口は減少傾向にあり、平成26年9月末現在、10,945人となっています。年齢構成をみると、14歳以下と15歳～64歳は減少しているものの、65歳以上の人口は増えており、高齢化率が高くなっています。

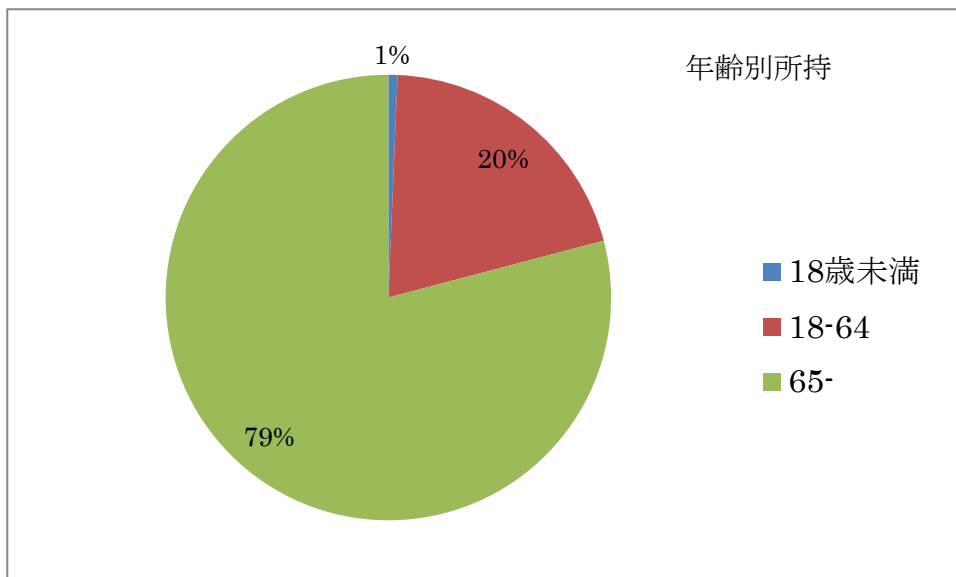
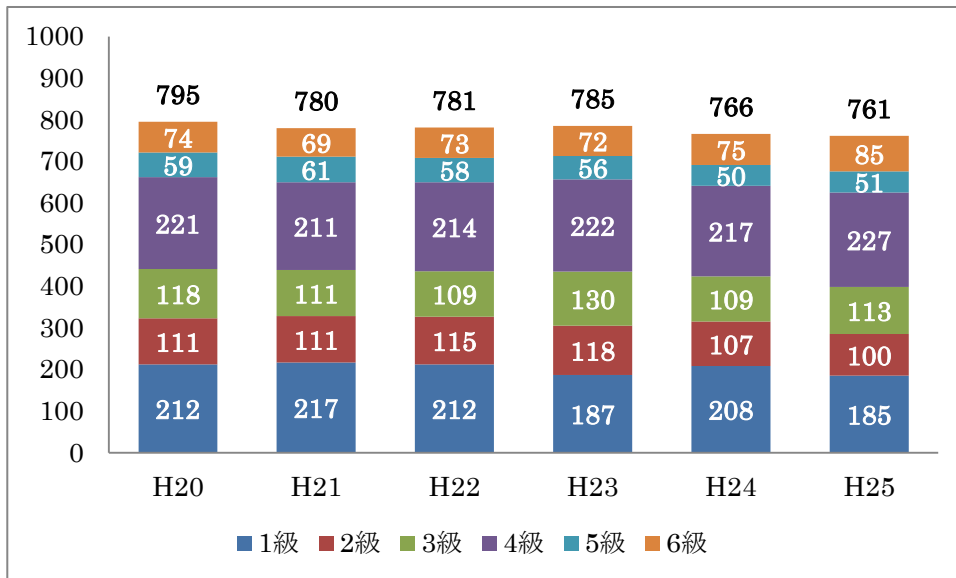


(2) 身体障がい者の状況

① 身体障害者手帳の所持者数

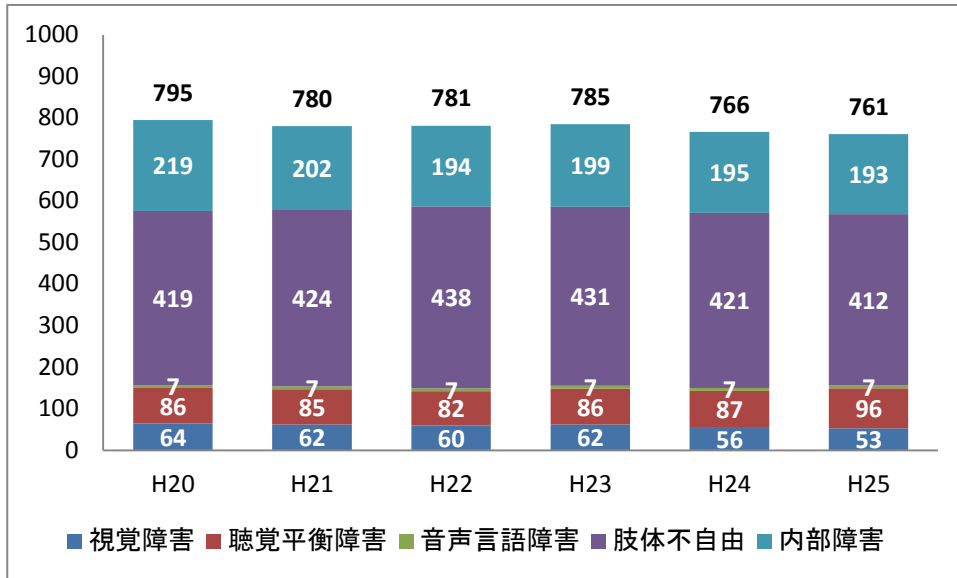
近年における身体障害者手帳の所持者数を等級別にみると、1級～5級の手帳所持者数が減少傾向にあります。

また、年齢構成では、手帳所持者のうち65歳以上の人が約8割になります。



② 身体障害者手帳所持者数の障がいの種類

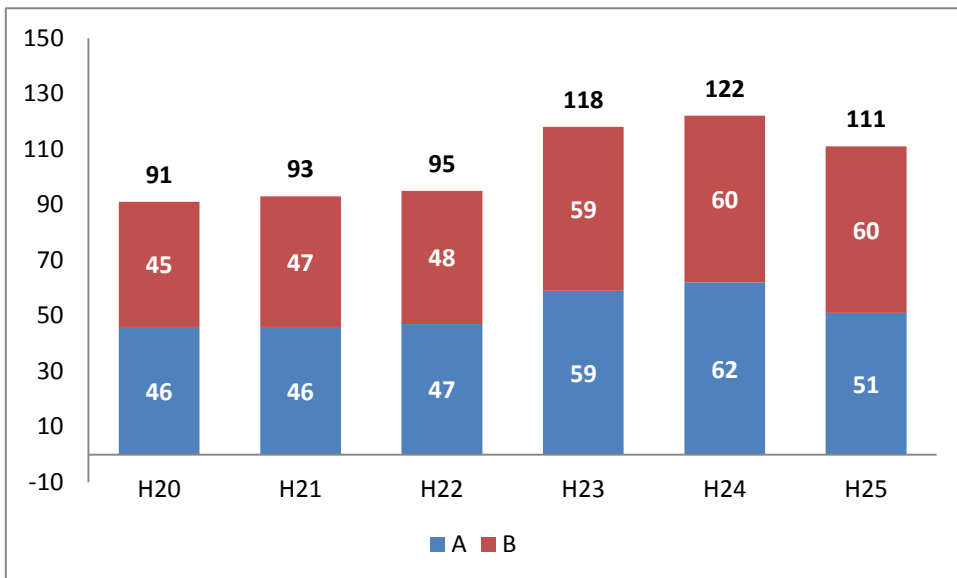
身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別では、肢体不自由の方が多く、手帳所持者の過半数となっています。次に内部障害、聴覚障害が多くなっています。



(3) 知的障がい者の状況

① 療育手帳の所持者数

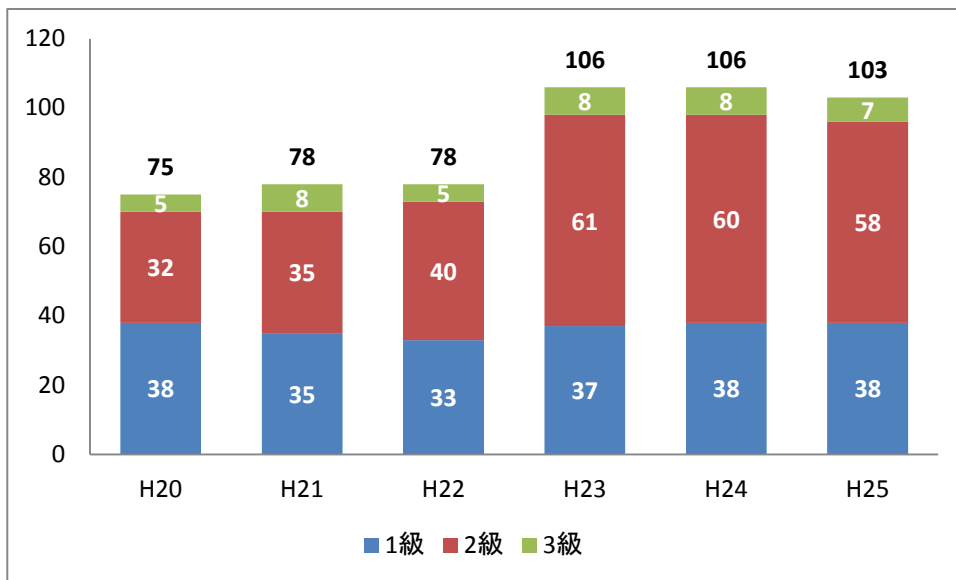
療育手帳の所持者数は増加傾向にあります。



(4) 精神障がい者の状況

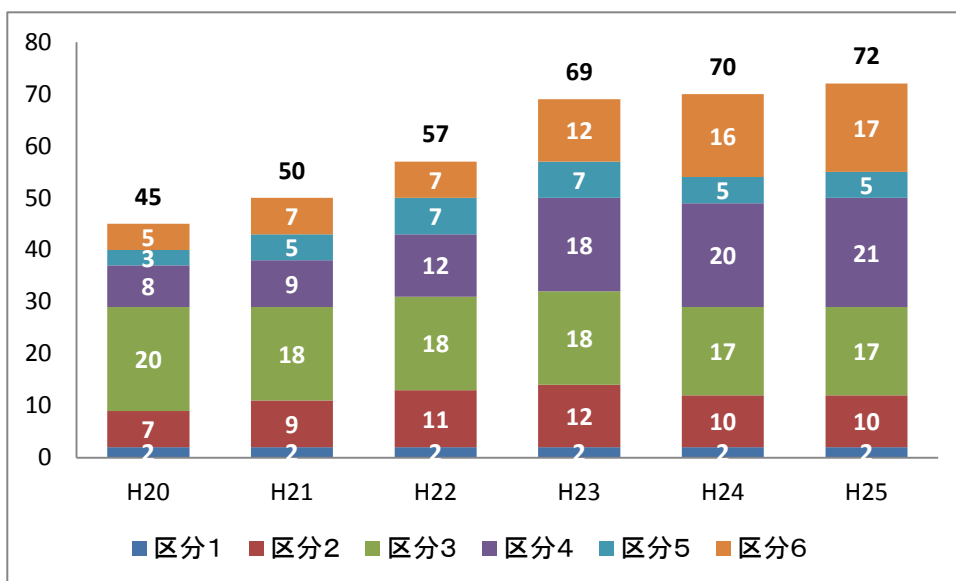
① 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

等級別の手帳所持者数では、1級、3級はほぼ横ばいがありますが、2級は増加傾向にあります。



(5) 障害支援区分認定者数

障害支援区分認定者は、平成25年度末で72人です。認定者の数が年々増加しています。



(6) 難病患者数の状況

難病疾患数の状況は、平成 26 年 2 月現在で 113 人となっています。中でも「神経・筋疾患」、「消化器系疾患」、「免疫系疾患」の疾患数が多い状況です。

第3章 障がいサービスの実績と見込量と確保のための方策

1 数値目標の設定

国の基本方針の実現を目指し、また町の実状を鑑み、計画の最終年度となる平成 29 年度に向け、障がいのある人の地域生活への移行や就労に関する数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ①平成 25 年度末時点における施設入所者の 12%以上が平成 29 年度末までに地域移行
- ②平成 29 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 25 年度末時点から 4%以上削減

平成 25 年度末時点の入所者数 (A) (人)	平成 29 年度末の入所者数 (B) (人)	【目標値】 削減見込(A-B) (人)	【目標値】 地域生活移行者数 (人)
23	22	1	1

(2) 地域生活支援拠点等の整備

- ①市町村又は都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 29 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも 1 つ整備することを基本とする。

【目標値】 平成 29 年度末 時点の整備数 (箇所)	市町村ごと又は圏域ごとにおける考え方
—	拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備」を考えます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進

①平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上

平成 24 年度の一般就労移行者数 (人)	【目標値】平成 29 年度の一般就労 移行者数 (人)
0	1

(4) 就労移行支援事業の利用者数

①平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数をへいせい 25 年度末から 6 割以上
増加

平成 25 年度末の就労移行支援事業 の利用者数 (人)	【目標値】平成 29 年度末の就労移 行支援事業の利用者数 (人)
1	2

2 障害福祉サービス等の見込

(1) 訪問系サービスの提供

①居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。

平成26年度までの実績では、月平均11名～13名の利用があります。平成24年度から平成26年度では、利用実績は増えてはいませんが、今後短期入所などを利用して、いる方などを中心に、利用が増えていくと見込まれます。

②重度訪問介護

重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動を補助します。

平成26年度までの実績では、利用はありません。今後も利用見込みがないため、サービス提供時間をゼロ時間で見込んでいます。

③同行援護

重度の視覚障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。

利用者の外出機会の増加に伴い支援回数の増加が見込まれるため、サービス提供時間の増加を見込んでいます。

④行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援などをします。

平成26年度までの実績では、利用はありませんが、近隣市町にサービス提供事業所もあり、今後利用が見込まれるため、サービス提供時間を5時間見込んでいます。

⑤重度障害者等包括支援

介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

平成26年度までの実績では、利用はありません。今後も利用見込みがないため、サービス提供時間をゼロ時間で見込んでいます。

種類	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	実績		実績		実績 (※4月～1月の平均)		計画		計画		計画	
居宅介護	145.5	時間	107.4	時間	110.1	時間	150	時間	210	時間	260	時間
	13	人	13	人	11	人	15	人	21	人	26	人
重度訪問 介護	0	時間	0	時間	0	時間	0	時間	0	時間	0	時間
	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
同行援護	0	時間	4.6	時間	6.5	時間	10	時間	10	時間	20	時間
	0	人	0	人	0.4	人	1	人	1	人	2	人
行動援護	0	時間	0	時間	0	時間	5	時間	5	時間	5	時間
	0	人	0	人	0	人	1	人	1	人	1	人
重度障害 者等包括 支援	0	時間	0	時間	0	時間	0	時間	0	時間	0	時間
	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人

(2) 日中活動系サービスの提供

①生活介護

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。

サービス見込量は、これまでの動向や平成26年度の実績などにより、見込量を算定します。

②自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練を行います。

平成26年度までの実績では、利用はありません。平成26年度の実績に基づき見込量を算定します。

③自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。

サービス見込量は、これまでの動向や平成26年度の実績などにより、見込量を算定します。

種類	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績		実績		実績 (※4月~1月の平均)		計画		計画		計画	
生活介護	471	人日分	592	人日分	833.9	人日分	990	人日分	1056	人日分	1100	人日分
	26	人	31	人	43.5	人	45	人	48	人	50	人
自立訓練 (機能訓練)	0	人日分	0	人日分	0	人日分	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
自立訓練 (生活訓練)	23	人日分	52	人日分	25.4	人日分	66	人日分	66	人日分	66	人日分
	1	人	4	人	2.3	人	3	人	3	人	3	人

④就労移行支援

就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。

サービス見込量は、これまでの動向や平成26年度の実績などにより、見込量を算定します。

⑤就労継続支援（A型）

一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供（事業者と雇用契約を結び働く）や、知識や能力向上のための訓練を行います。

平成26年度までに、町内はじめ近隣市町に事業所が多く開設したこと、サービス利用には至っていないが就労を希望する障がい者がいらっしゃることから、今後サービス利用者の増加が見込まれます。このことを踏まえ、人数を算定します。また、利用日数については平成26年度の実績をもとに22日/人月で算出します。

⑥就労継続支援（B型）

一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供や知識や能力向上のための訓練を行います。

サービス利用には至っていないが就労を希望する障がい者がいらっしゃることから、今後サービス利用者の増加が見込まれます。このことを踏まえ、人数を算定します。また、利用日数については平成26年度の実績をもとに22日/人月で算出します。

種類	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績		実績		実績 (※4月～1月の平均)		計画		計画		計画	
就労移行 支援	4	人日分	0	人日分	20.9	人日分	44	人日分	44	人日分	44	人日分
	0	人	0	人	1.2	人	2	人	2	人	2	人
就労継続 支援(A型)	77	人日分	105	人日分	198.6	人日分	330	人日分	396	人日分	440	人日分
	4	人	5	人	12	人	15	人	18	人	20	人
就労継続 支援(B型)	52	人日分	143	人日分	244.8	人日分	330	人日分	396	人日分	440	人日分
	3	人	9	人	13.2	人	15	人	18	人	20	人

⑦療養介護

医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。

利用者の増加が見込まれないため、平成26年度の実績をもとに見込量を算定します。

種類	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績		実績		実績 (※4月～1月の平均)		計画		計画		計画	
療養介護	2	人	2	人	2	人	2	人	2	人	2	人

⑧短期入所（ショートステイ）

家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

短期入所（福祉型）は、在宅で生活介護のサービスを利用されている方などを対象に今後利用が増加することが見込まれます。そのことを踏まえ、見込量を算定します。

短期入所（医療型）は、事業所が圏域内にありませんが、これまでの動向及び平成26年度の実績に基づき見込量を算定します。

種類	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績		実績		実績 (※4月～1月の平均)		計画		計画		計画	
短期入所 (福祉型)	28	人日分	15	人日分	21.3	人日分	56	人日分	70	人日分	84	人日分
	3	人	3	人	3.7	人	8	人	10	人	12	人
短期入所 (医療型)	0	人日分	0	人日分	0	人日分	3	人日分	3	人日分	3	人日分
	0	人	0	人	0	人	1	人	1	人	1	人

(3) 居宅系サービスの提供

①共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排泄及び食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。平成 26 年 4 月に従来の共同生活介護（ケアホーム）と一元化されました。

見込量は、平成 26 年度の実績と施設入所者等からの地域移行の人数を踏まえて算定します

②施設入所支援

施設の入所者に対して、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

見込量は、平成 26 年度の実績と共同生活援助等への地域移行の人数を踏まえて算定します。

種類	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	実績		実績		実績 (※4月～1月の平均)		計画		計画		計画	
共同生活 援助※	14	人	16	人	18.9	人	20	人	22	人	24	人
施設入所 支援	17	人	20	人	23.8	人	23	人	22	人	22	人

※平成 24 年度、平成 25 年度の共同生活介護（ケアホーム）の人数も含まれます。

(4) 計画相談支援等

①計画相談支援

計画相談支援は、地域における自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行います。

見込量は、平成 26 年度の実績と今後新たにサービス利用が想定される障害のある人の数をもとに算定します。

②地域移行支援

地域移行支援は、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。

見込量は、熊本県が推計した数値に基づき算定します。

③地域定着支援

地域定着支援は、地域生活を営む利用者との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等が起こった場合に適切な相談やその他の必要な支援を行います。

見込量は、熊本県が推計した数値に基づき算定します。

種類	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	実績		実績		実績 (※4月～1月の平均)		計画		計画		計画	
計画相談支援	0	人	5	人	14.7	人	18	人	19	人	20	人
地域移行支援	0	人	0	人	0	人	1	人	1	人	1	人
地域定着支援	0	人	0	人	0	人	1	人	1	人	1	人

3 児童福祉法に基づく支援等の見込

(1) 障がい児通所支援

①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などに支援を行います。

未就学児の障害手帳の取得状況や、母子保健事業の発達相談などの件数も増えていることから、利用人数の増加が見込まれます。このことと踏まえて算定します。また、利用日数については平成26年度の実績をもとに7日/人月で算出します。

種類	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績		実績		実績 (※4月～1月の平均)		計画		計画		計画	
児童発達支援	1	人日分	17	人日分	38.4	人日分	70	人日分	77	人日分	84	人日分
	0	人	4	人	6.9	人	10	人	11	人	12	人

②放課後等デイサービス

授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上の必要な訓練、社会の交流促進などの支援を行います。

平成24年度から平成26年度までに利用者が増えており、児童発達支援サービスを利用している人も、年齢とともに放課後等デイサービスを利用するようになるなど、今後も利用者が増えることが見込まれます。そのことを踏まえ算定します。また、利用日数については平成26年度の実績をもとに10日/人月で算出します。

種類	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績		実績		実績 (※4月～1月の平均)		計画		計画		計画	
放課後等デイサービス	24	人日分	54	人日分	100.6	人日分	210	人日分	250	人日分	270	人日分
	6	人	9	人	14.4	人	21	人	25	人	27	人

③保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

平成26年度までの実績では、利用はあっていませんが、今後利用見込みがあるため、見込量を算定します。

種類	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績		実績		実績 (※4月～1月の平均)		計画		計画		計画	
保育所等	0	人日分	0	人日分	0	人日分	2	人日分	2	人日分	2	人日分
訪問支援	0	人	0	人	0	人	1	人	1	人	1	人

④医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。

平成26年度までの実績では、利用はあっていません。今後も利用見込みがないため、サービス提供時間をゼロ時間で見込んでいます。

種類	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実績		実績		実績 (※4月～1月の平均)		計画		計画		計画	
医療型児童発達支援	0	人日分	0	人日分	0	人日分	0	人日分	0	人日分	0	人日分
	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人

⑤障害児相談支援

障害児通所支援を利用する前に利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

見込量は、平成 26 年度の実績と今後新たにサービス利用が想定される児童の数をもとに算定します。

種類	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	実績		実績		実績 (※4月～1月の平均)		計画		計画		計画	
障害児相談支援	0	人	1	人	6.9	人	8	人	9	人	10	人

第4章 地域生活支援事業について

1 地域生活支援事業の内容

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条第1項の規定に基づき市町村が実施することとされており、本町では、次の事業を実施します。

①相談支援事業

障がい者（児）、保護者、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

なお、この事業は有明圏域2市4町が連携して福祉サービス事業者に委託して行います。

相談支援センター名	所在地
相談支援センター「いこいば」	玉名市中46
コミュニティセンターりんくる	玉名市岱明町野口666
荒尾市社会福祉事業団相談支援センター	荒尾市増永2452-2
指定相談事業所「ふれあい」	玉名市小野尻5

②成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の申立に必要な経費及び後見人等の報酬を助成するなど、成年後見制度の利用を支援し障がい者の権利擁護を図ります。

③手話講師員養成研修事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進や、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。

現在、玉名市、玉東町、南関町と共同実施で研修を行っています。

④意思疎通支援事業

聴覚、音声・言語機能などの障害により意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に対し、手話通訳者、要約筆記者等の派遣により、意思疎通を図ることで、意思疎通が円滑に行われるよう支援します。

手話通訳者派遣は、平成 24～26 年度の利用実績から、平成 27 年度以降の利用件数を見込みます。

種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度以降
	実績	実績	実績 (※4月～9月)	見込
手話通訳者派遣事業	10.5 日	10.5 日	3 日	15 日
	17 件	15 件	6 件	20 件

⑤移動支援事業

屋外における移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行い地域における自立生活や社会参加を促進します。個別の支援が必要な障がい者等に対してマンツーマンによる支援を行います。

移動支援事業は、平成 24 年～26 年度の利用実績から、平成 27 年度以降の利用件数を見込みます。利用までは至っていないが、問合せ等があるケースもあっているのも含めて見込みます。

種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度以降
	実績	実績	実績 (※4月～9月)	見込
移動支援事業	392 時間／年	418 時間／年	197 時間／年	750 時間／年
	3 人	3 人	3 人	5 人

⑥地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るために、地域活動支援センターの機能を充実します。具体的には、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤(資源)との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進のための普及活動等を行います。

事業所名	所在地
ふれあい 地域活動支援センター（Ⅰ型）	玉名市小野尻5
玉名きぼうの家 地域活動支援センター（Ⅲ型）	玉名市繁根木233-4

⑦日中一時支援事業

日中において一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に対して、日中活動の場を提供することにより、障がい者の家族の就労支援や介護者の一時的な休息を確保するための日中一時支援を行います。

日中一時支援事業は、平成 24～26 年度の利用実績から、平成 27 年度以降の利用件数を見込みます。

種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度以降
	実績	実績	実績 (※4 月～9 月の平均)	見込
日中一時支援事業	116 件／年	135 件／年	40 件／年	200 件／年
	4 人	4 人	6 人	8 人

⑧日常生活用具給付等事業

障がい者に対して、自立生活支援用品等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

日常生活用具の給付のほとんどは、ストーマ用装具などの衛生用品です。

日常生活用具給付等事業、平成 24～26 年度の利用実績から、平成 27 年度以降の利用件数を見込みます。

種類	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度以降
	実績	実績	実績 (※4 月～2 月)	見込
日常生活用具給付等事業	144 件	152 件	161 件	170 件

⑨自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

障がい者に対して、普通自動車運転免許の取得や、身体障がい者が使用する自動車の改造に要する費用の一部を助成することで就労その他の社会参加への促進を図ります。

2 地域生活支援事業の確保の方策

①サービスの利用動向把握と事業の周知

地域の実情に応じて市町村が実施する地域生活支援事業については、相談支援事業等を通じて個々の障がい者等の実態を把握し、障がい福祉サービスの利用が必要な人に対する適切なサービスの提供を進め、必要なサービス量を確保します。

サービスの利用にあたっては、手続き等について広報誌等を通じて分かりやすく情報を提供します。また、窓口での説明・情報提供とともに、日常的に障がい者と接する機会の多いサービス事業者等と連携しながら情報提供に努めます。

②サービス事業者に対する情報提供

地域生活支援事業のうちサービス事業者等に委託するものについては、必要な情報提供を行います。また、多様な事業者の参入を促進します。

③地域の関係機関や団体との連携

障がいを持つ人が地域で自立した生活を送ることができるように、個々の障がいに合ったサービスを自らが適切に選び、利用できるように相談支援事業を中心に、地域における相談体制の確保・充実に努めます。また、現状ではサービスの利用に結びついていない障がい者に対しても、地域の団体等と連携して障がい者の実態把握に努め、必要に応じて相談支援の適用やサービスの提供に結び付けていきます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画は、障害者総合支援法に基づき、国が示す障がい福祉サービスや町の実情に応じて実施する地域生活支援事業に関する見込み量や確保の方策を定めた計画です。

福祉・保健・医療・教育・まちづくり等、幅広い分野で障がい者施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁舎の関係部署との連携を取りながら、計画を推進していきます。

2 県・近隣市町との連携

本計画ではサービスの基盤整備など、広域的な取り組みを必要とする事項も多いことから、有明圏域2市4町による連携はもとより、熊本県や圏域外市町村との連携をとりながら、計画を推進していきます。

3 有明圏域自立支援協議会

相談支援事業を始めとする地域の障がい者福祉に関するシステムづくりの中核として、荒尾市・玉名市・玉東町・長洲町・南関町と共同して「有明圏域障がい者自立支援協議会」が設置されています。

個の協議会では、全体会議や定例会議、専門部会（就労部会、子ども部会）等を設け、重層的な体制で関係機関間の情報交換・連絡調整や困難事例の対応策の検討等を行っています。

4 計画の点検・評価の方策

各年度のサービス見込み量等について、達成状況の点検や評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。評価については、有明圏域障がい者自立支援協議会等の外部機関からの意見反映に努めます。

また、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることとします。

第4期 和水町障がい福祉計画

平成27年3月

発行 和水町健康福祉課

〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田 3886 番地

電話 0968-86-5724

FAX 0968-86-4660

HP <http://www.town.nagomi.lg.jp>